

第154回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成22年12月21日（火）

午後1時30分

場 所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第152回及び第153回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（1件）

議案第2248号 仙塩広域都市計画道路の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

第154回宮城県都市計画審議会出席委員

足立千佳子	特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事
牛尾陽子	(株)藤崎快適生活研究所専務取締役所長
大村虔一	建築家
大山弘子	東北緑化環境保全(株)環境事業部課長
木下淑恵	東北学院大学法学部准教授
木村義熙	(財)宮城県下水道公社理事長
森杉壽芳	東北大学大学院経済学研究科特任教授
佐藤憲雄	東北農政局長(代理)
清谷伸吾	東北運輸局長(代理)
青山俊行	東北地方整備局長(代理)
竹内直人	宮城県警察本部長(代理)
奥山恵美子	宮城県市長会会長(代理)
菊地恵一	宮城県議会議員
長谷川敦	宮城県議会議員
菅間進	宮城県議会議員

(以上15名)

1 開 会

（1）新任委員及び幹事の紹介

○事務局（佐藤総括） 定刻ですので、ただいまから、第 154 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降に委員の委嘱替えがございました。お手元に名簿を配付させていただいております。新たに委員に就任された皆様を御紹介したいと思います。

まず、東北学院大学法学部准教授の木下淑恵委員です。

学識経験者の委員 9 人の皆様につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から 2 年間の任期で委員を委嘱しております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、東北農政局長の佐藤憲雄委員です。本日は代理として、東北農政局農村計画部農村振興課長の高橋修一様が出席されております。

東北運輸局長の清谷伸吾委員です。本日は代理として、東北運輸局企画観光部計画調整官の御木剛栄様出席されております。

続きまして、宮城県議会議員の菊地恵一委員です。同じく宮城県議会議員の長谷川敦委員です。

最後に、専門委員として、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社長の里見雅行委員が委嘱されております。里見委員には、鉄道に関連する議案について審議していただく場合に、御出席いただくことになってございます。

続きまして、当審議会幹事にも異動がありましたので、御紹介申し上げます。

土木部技術担当次長の曾根幹夫幹事です。土木部下水道課長の武井昌彦幹事です。土木部建築宅地課長の千葉啄夫幹事です。

（2）会議の成立

○事務局（佐藤総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、本日は、代理出席の方を含め、14 人の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席図のほうへ記載させていただきます。

（3）会議の公開の取扱いについて

○事務局（佐藤総括） 続きまして、本日の会議の公開・非公開の扱いでございます。本日、御審議いただきます議案は、仙塩広域都市計画道路の変更に関する 1 件でございます。この審議に関する会議の公開・非公開についてお諮りいたします。

平成 12 年 3 月に開催された審議会におきまして、都市計画法の規定により、意見書が提出された都市計画の案の決定または変更に係る議案、及びこれに直接関連する議案については、審議を非公開とすることが決定され、それ以来、同様の取扱いとしてきました。本日、御審議いただきます議案については、意見書が提出されておりますことから、従来からの取扱いに従いますと

審議を非公開で行うということになります。本日は、今年度初めての審議会でありますことから、意見書の提出がなされた議案の審議の取扱いについて、委員の皆様にお諮りしたいと思います。意見書が提出された議案について、今年度も従来と同様に審議を非公開で行うということにしてよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○事務局（佐藤総括） ありがとうございます。委員の皆様の御了承をいただきましたので、意見書の提出があった議案につきましては、従来と同様、今年度も審議を非公開とさせていただきます。

それでは、審議をお願いします。会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、大村会長、よろしくお願いたします。

○大村議長 それでは、ただいまから議事に入ります。

はじめに、本日の審議会の議事録署名委員を指名させていただきます。牛尾委員と菊地委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

2 前回議案の処理報告

○大村議長 続きまして、前々回の第152回審議会及び前回の第153回審議会の議案の処理状況につきまして、事務局から報告を願います。

○事務局（門傳都市計画課長） 都市計画課長の門傳と申します。よろしくお願いたします。

それでは、前々回及び前回の議案の処理について御報告いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。

第152回の審議会におきまして御審議をいただきました議案第2204号から、次のページの議案第2225号までの22件。これは登米、栗原、大崎広域、大郷の各都市計画区域における区域やマスタープラン、そして都市施設の変更に係る案件でございますが、右欄に記載のとおり、審議結果に基づき所定の手続きをすべて完了しておりますことを御報告いたします。

また、5ページを御覧ください。第153回の審議会におきまして御審議いただきました議案第2226号から、6ページの議案第2247号までの22件。これは仙塩広域、石巻広域及び河北の各都市計画区域における区域とマスタープラン、そして都市施設の変更に係る案件でございます。これも記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。

以上でございます。

○大村議長 ただいまの報告につきまして、御質問等はございますでしょうか。

[「ありません」という者あり]

○大村議長 それでは、以上で第 152 回及び第 153 回審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○大村議長 続いて議事に入ります。本日の審議件数は、議案第 2248 号の 1 件となっております。

はじめに事務局から説明がありましたとおり、議案第 2248 号については、都市計画法第 17 条第 2 項の規定による意見書が提出されております。これについて、先に審議を非公開とすることについて委員の皆様のご了承を得ておりますので、議案内容についての説明が終わりましたら、審議を非公開で行います。

それでは、議案第 2248 号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（門傳都市計画課長） 議案書の 7 ページ、議案第 2248 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を御説明いたします。

次の 8 ページをお開きください。都市計画道路 3・3・185 号「大手町下増田線」ほか、1 路線を変更するもので、ゴシック体で記載しております箇所が変更点となります。大手町下増田線につきましては、備考欄に記載のとおり、交差点部分の区域の変更となります。また、これによりまして、都市計画道路 3・5・190 号「植松田高線」の交差部の幅員が変更となります。植松田高線につきましては、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に合わせて 2 車線と定めるものでございます。

なお、幅員につきましては、変更箇所が交差部に限定されておりますので、代表幅員の変更としないことから、ゴシック体での記載はされておられません。

9 ページをお開きください。変更理由でございます。都市計画道路大手町下増田線は、名取市の既成市街地と臨空都市地域を結ぶ東西の主要幹線道路として、平成 15 年に決定されております。今回、事業の実施に際して行った将来交通量の配分の見直しに伴い、交差点形状の変更が必要となったものでございます。

また、都市計画道路植松田高線は、名取市の中心市街地を南北に縦断する幹線道路として、昭和 36 年に決定されております。今回、大手町下増田線の変更に合わせて、交差部の幅員を 12 m から、17 m に拡幅するものでございます。

10 ページを御覧ください。A 3 のカラーコピーの地図が付いております。図面中央の青の点線で囲んだ区域が、今回、変更する区域を表しております。右下に拡大図を載せております。中央部の南北方向に JR 東北本線が通っております。また、名取駅から、平成 19 年 3 月に開業した仙台空港アクセス鉄道が分岐し、仙台空港駅まで通っております。沿線は、通称「仙台空港臨空都市なとりりんくうタウン」と呼ばれておりまして、土地区画整理事業による宅地開発が進められております。

大手町下増田線は、ピンク色で表示しております。左側の県道仙台・館腰線、都市計画道路名では、箱塚中田線ですが、そこを起点に、JR 東北本線、国道 4 号バイパス等と交差し、「なとりりんくうタウン」を終点とする、新旧の市街地を東西に横断する路線でございます。

国道4号バイパスとの交差点から東側の区間につきましては、仙台空港アクセス鉄道の開業と合わせてすでに共用されておりますが、国道4号バイパスから、県道仙台・館腰線までの西側の区間につきましては、未共用となっております。

右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域を表しております、御覧のように交差部の区域を変更するものでございます。また、大手町下増田線から、JR東北本線の西側に並行するように南北に延びる路線が、植松田高線でありまして、大手町下増田線との交差部の幅員を拡幅変更するものであります。

お手元に「参考資料（その1）」というものがございますので、そちらを御覧ください。1ページとなります。

変更箇所を拡大した図面となっております。右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定をされている区域、赤い色が追加する区域、黄色が廃止する区域を表しております。図の上には、大手町下増田線の代表的な3つの横断図を載せております。今回、変更する箇所は、図面左側の大手町下増田線と県道仙台・館腰線との交差部の歩道の隅切り部です。当該交差点部につきましては、平成4年の第3回仙台都市圏パーソントリップ調査のデータを参考に区域を決定しておりましたが、その後、平成14年に第4回パーソントリップ調査が実施され、また、今回の事業化に際して交通量の見直しを行い、交通管理者との協議を含めた交差点部の見直しを行った結果でございます。

道路構造令では、交差点の隅切りは道路の交差角、歩道等の幅員、設計車両やその通行方法によって変わる車両の円滑な通行のため、それから歩行者・自転車のたまりの空間、見通し、道路緑化のためのスペースなど、さまざまな観点から総合的に検討して決定することが望ましいとされております。当該地につきましては、大型車の混入率の増加や右・左折車線数の変更などを踏まえ、コンパクトな交差点にということで、変更を図るものでございます。

また、その右側の、下から斜めにぶつかっている市道箱塚線との交差点につきましては、当初は中央分離帯を設置し、左折イン左折アウトの計画となっておりますが、当該地域内の利便性の向上を図るために中央分離帯を開け、双方向への出入りが可能となるよう交差点の形状を変更しております、これに伴い区域を拡大することになっております。

続きまして、参考資料の2ページをお開きください。

中央に大手町下増田線と植松田高線の交差点が表示されております。また、図の左下と中央のA-AからF-F、これは大手町下増田線の代表的な6つの横断図を、右側のL-LからG-Gにかけては、植松田高線の6つの横断図を載せております。

次に、植松田高線を挟みまして、大手町下増田線の上り下り線において、左側の大手町から来て植松方面、右下のほうへ右折でもって車両を処理するための右折車線長の黄色表示がございました。これが60mから赤表示の65mに、さらに反対側ですが、右側の下増田方面から田高方面、左上のほうへの右折車両を処理するために右折車線長を45mから80mに、それぞれ延伸するという内容でございます。

植松田高線の標準断面図を右上のL-L断面に表示しておりますけれども、歩道幅を2.5m、車道幅員を3m、路肩50cm、全幅12mで計画決定しております。

また、大手町下増田線への右折レーンを新たに設置するとともに、歩道幅員を 2.5 m から 3.5 m に変更しております。その標準断面は、右上の K - K 断面から、H - H 断面に表示しております。全幅で 17 m に変更するものでございます。

なお、変更区間につきましては、大手町下増田線の関連事業として最小限の影響区間に限定し、規定決定区間の 12 m 幅員のところに擦り付けているという内容でございます。

また、併せて、隅切り部の変更をしております。

以上で、議案第 2248 号の説明を終わります。

なお、縦覧の結果、1 名の方から意見書の提出がございました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大村議長 ただいまの事務局からの説明に対しまして、何か御質問・御意見はございますか。なければ、意見書の要旨の説明に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○大村議長 それでは、意見書の説明につきましては、審議を非公開とさせていただきますので、傍聴の方、報道機関の方は、退室をお願いいたします。意見書についての審議が終了いたしましたら、採決の際、再び入室を御案内いたします。

○大村議長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第 2248 号に関する意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者としての県の見解につきまして、事務局から説明を願います。

※事務局から、意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者としての県の見解を説明を行い、その後質疑応答を行う。

○大村議長 それでは、採決に入りたいと思います。

その前に、傍聴人及び報道関係者の入室をお願いしたいと思います。

○大村議長 それではお諮りいたします。議案第 2248 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了しました。
委員の皆様から何か、このほかにございますでしょうか。

[「ありません」という者あり]

○大村議長 先ほど森杉先生が言われたことは、ここの部分でも通用する話です。歩道のこと、歩道に自転車が一緒に乗る場合のこと、それから歩道を横断しての宅地への自動車の進入のことについてなど、もう少ししっかり議論をしたほうがよろしいということなので、それは今後のテーマとさせていただきたいと思います。

それでは、事務局側からは、何かございましょうか。

4 その他

○事務局（門傳都市計画課長） 事務局から、報告事項を2点ほどお願いしたいと思います。お手元に「報告資料」というものがあると思いますので、御覧ください。

本日、御報告する内容は、表紙に記載がありますとおり「都市計画基礎調査について」と「都市計画道路の見直しについて」の2点でございます。具体的内容につきましては、担当班長から御説明いたします。

○事務局（藤田企画調査班長） それでは、まず「都市計画基礎調査について」を御説明申し上げます。報告資料の1ページをお開き願いたいと思います。

はじめに、1の「都市計画基礎調査の実施結果」について御説明いたします。都市計画基礎調査とは、都市計画区域に対して概ね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業別就業人口、市街地内の土地利用の状況、交通量などに関する現在と将来の見通しについて、各種の調査を行うというものでございます。

宮城県では、人口減少・少子高齢化などの課題を踏まえ、平成18年度より、仙塩など3つの地区において調査をしております。下の表には県内を4地区に区分して、調査の実施年度をまとめておりますが、御覧のとおり、現在、平成8年度に実施した県南部地区が残されているということでございます。この都市計画基礎調査を基にしまして、本年5月までに仙塩などの都市計画区域の再編と基本方針の見直しを完了しております。

その結果、従来は35の都市計画区域がございましたが、これが19に再編されまして、面積は県土面積の約28.9%、21万ヘクタールが都市計画区域と指定されております。

また、区域区分、すなわち市街化区域と市街化調整区域の区分ですけれども、これを定める都市計画区域につきましては、今回、従来の3つから「仙塩広域」と「石巻広域」の2つの都市計画区域に再編しております。

その他、区域区分を定めていない都市計画区域については、「非線引き都市計画区域」と呼んでおりますが、17の都市計画区域がございます。

都市計画区域には、土地利用の規制・誘導を行う用途地域を決定している区域もございます。これが14区域ございまして、その面積は現在、約4万ヘクタールとなっているということでご

ございます。

4 ページをお開き願います。現在の宮城県の都市計画区域の指定状況を表した図面でございます。ピンク色の部分は、先ほど言いました区域区分を定める2つの線引き都市計画区域になっております。仙台湾岸に指定されている区域でございます。紫色の部分は、非線引き都市計画区域のうち、用途地域を定めている12の区域でございます。オレンジ色の部分は、用途地域を定めていない5つの都市計画区域となっております。緑色の部分は、都市計画区域外ということになります。また、青の太い破線については、今年度から、都市計画基礎調査を実施する県南部地区の区域ということでございます。

2 ページにお戻りください。都市計画区域の基本方針の見直しでございますけれども、先ほど言いましたように、今年5月までに仙塩広域の都市計画区域が完了しております。残っているのは県南部地区、気仙沼地区でございます。これは平成16年5月に策定しておりまして、現在、6年経過しているという状況になっております。

次に、2の「県南部地区における都市計画区域の課題」でございます。1つは、これは全県的な問題でございます。人口減少・高齢化の進行というふうを考えております。平成17年の国勢調査で、宮城県の人口が初めて減少ということに転じております。平成19年3月に、宮城県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」というものを定めておりますが、これの予測人口によりますと、平成28年の県内人口は230万人くらいになるだろうということが見込まれており、今後とも減少が続くというふうに予測されております。

図1でございます。これは県南部地区10市町の、これまでの人口と世帯数の推移を表しております。御覧のように、人口は、平成17年の24万2千人から、20年後の平成42年には、20万1千人ということで、約4万人が減少するというふうに予想しております。

3 ページをお開き願います。図2でございます。これは高齢人口比率を表したグラフでございます。黄色が宮城県全体の比率、赤色が県南部全体の比率、折れ線が市町村ごとの数値を表しております。

県南部全体の人口比率は、平成17年は23.8%という数値になっております。約20年後の平成42年には、これが37.1%に上昇するというので、高齢化が進んでいくものと予想されております。ちなみに県南部は、県全体の平均値よりも少し高目に推移するというふうに予想しております。

次に2ページにお戻りいただきまして、2点目の課題でございます。県南部地区の都市計画区域の特徴は、都市計画区域が連担されているということでございます。

5 ページの都市計画管内図をお開きください。黒の太い実線は、行政界を表しております。ピンク色の内ぼかしで囲まれたエリアが、都市計画区域でございます。黄色は、用途地域が定められている区域を表しております。

県南部地区の10の市町には、それぞれ都市計画区域が指定されております。蔵王町の蔵王温泉と川崎町の青根温泉の温泉街が飛び地として都市計画区域が指定されておりますが、それ以外の区域は、御覧のように、全部連続して指定されているということでございます。

この都市計画区域の指定の考え方につきましては、国土交通省のほうから技術的助言が出されておりました。その中で、市街地の拡大やモータリゼーションの進展により都市の状況が変貌し、

現在、指定されている区域が一体の都市として適切でなくなっている状況も見られる場合には、市町村の行政区域のみにとられることなく、適切な広がりとなるように広域的な観点から必要な再編を行うことが望ましい、という考え方が国のほうから出されています。

これを踏まえまして、本県におきましては、すでに仙塩広域、石巻広域、大崎広域の3つの都市計画区域において、複数の市町村からなる広域都市計画区域を指定しております。今後、県南部地区におきましても、こういった広域化を視野に入れて検討を行う必要があるというふうに考えております。

次に、3ページをお開きください。3番の「都市計画基礎調査の目的と対象区域」でございます。これまで御説明いたしました課題等を踏まえ、本県では、都市計画区域の再編と基本方針の見直しを目的とした基礎調査を実施することにいたしました。対象は記載のとおり、10の市町となります。

今後の実施スケジュールでございますが、4番に記載しておりますとおり、今年度から、改めて調査に着手しております。来年度は県の素案をまとめて、平成24年度には、関係機関等との協議を終え、年度末に当審議会にお諮りしたいというふうに考えてございます。

以上で、都市計画基礎調査についての御報告を終わります。

○大村議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に何か御質問等はございますか。御意見でも結構です。

[「ありません」という者あり]

○大村議長 よろしゅうございますか。それでは、1つ私から。

人口減少の話というのは、国立社会保障・人口問題研究所とかが出しているものがあって、ある程度いろいろなものが見えるわけですけど、2000年の国土調査をベースにして推計したのと、2005年の国調をベースにして推計したのでは、減り具合が少し長いスパンに渡ると、同じところがやっても、5年経つともっと減るという推計値が出ているんですね。

いまここで推計しているぐらいのところ収まれば、ある程度のことのできるけれども、もっと落ち込むと、つまり、いまの絵だと20%ないくらいの人口減であります。70%台になると、都市計画サイドとしては課題がずいぶん変わってくるので、その辺をどういうふうに扱うかというのが、とても大きな難しい問題だろうというふうに思います。意識しながら、その辺の御検討をお願いしたいというふうに思っております。これは意見でございます。

皆様、ほかにございませんでしょうか。

○牛尾委員 いま、大変に面白いデータを見せていただきました。例えば、3ページの高齢化率を見ても、各市町村でかなり違って、高齢分布のカーブのきつところというのが、後ろの地図で見ると、川崎・山元・丸森町で、これは、福島県境と山形県境にかかっている、県南の場合、そこの高齢化率が他の市町村よりも高くなる。

そうすると、いま大村先生からお話があったのですが、宮城県の中でも、県境をまたいだ広

域連携の視点と言うのですか、そういう部分も考えていく、県境にある市町村の方々の問題というのが、これから長期的な視点では出てくると思います。そこで、都市計画だけにかかわらず、県のほかの計画もそうですが、県政全般として県境の部分、広域連携を各県とどういう形でやっていくかということも、これから都市計画の視野にぜひ入れていただきたいなというふうに思います。

○大村議長 ありがとうございます。ほかに何かございましょうか。

○東北農政局高橋課長（佐藤委員代理） 意見でございます。

けさ、河北新報を見たら、将監団地のスーパーがなくなったということで、これから団地で店がなくなるということが、結構、出てくると思うんです。それに対しての都市計画の基本的な考え方、そういう交通弱者を救うような何らかの方策を盛り込んでおかないと、まさに高齢化がどんどん進むわけですから、進んでから対応ということでは非常に遅れてしまうので、こういう計画の中でも、もう少しそういう視点からも見直しをしていただければ、有り難いなと思っております。

○大村議長 ありがとうございます。

従来から大変大きく変わってきているところがあって、非常にいい住宅地だと言われていたところが、少しずつ歯欠けになっていって、社会的ないろいろなサービスや何かが行き届かなくなるという、この縮減の現象が、多分この何十年かの間にもものすごい問題を起こすんだろうと思うんですよね。

都市計画はできるだけ先手を打って、やれることをやっていくということがとても大切だと思いますので、その辺をうまく…。やはり従来の枠を越えて議論をしていく必要があるのかなというふうに思います。

大きな課題が最後にぼろぼろと出てきましたが、そうしたことをしっかり意識しながら、都市計画の議論をしていくと。そういうことにさせていただいて、本日は会議を終了したいと思えます。

よろしゅうございますか。

○事務局（藤田企画調査班長） すいません、もう1つ報告事項があります。

○大村議長 どうぞ。

○事務局（藤田企画調査班長） それでは、報告事項の2つめでございます。「都市計画道路の見直しについて」を御説明いたします。報告資料の6ページ、7ページになります。

6ページをお開き願います。まず、都市計画道路の見直しについての背景をお話ししたいと思います。

先ほど、基礎調査で御説明いたしましたとおり、本県では人口減少・少子高齢社会の本格的な

到来ということが緊急の課題になっております。それから、よく言われております環境問題等、こういったものに対応するために、これから新しいまちづくりの視点が求められているということでございます。

また、一方では、道路整備などの公共事業への投資額が年々減少しております。こういった財政的な制約というものは、今後とも継続していくというふうに予測されております。

都市計画道路でございますけれども、都市計画決定がされてから事業が未着手のまま、長期にわたって土地利用の制限されている路線がかなり多数あるということでございます。他県の例ですが、ここに記載のとおり、都市計画道路の損害賠償請求訴訟というものが提起されております。最高裁の判決では棄却されましたけれども、「受忍限度については、内容と同時に期間も問題とすべき」というような最高裁の意見も出されております。こういった、長期に土地利用の制限がかけられているということも、問題視されているということでございます。

宮城県の都市計画道路の整備状況ですが、「2」に書いてあるとおりでございます。昭和20年代から40年代にかけて、いまの都市計画道路網が形成されております。40年かけて整備をやってきたわけですが、現在の整備率は、50%にも満たない、まだ49%というような状況になっております。

このような状況の中、本県といたしましても都市計画道路の見直しをすべきだと。このことについては、まちづくりと一体に行っていく必要があるだろうということで、まちづくりの主体である市町村のほうに、見直しを行っていただくよう要請しておりました。

そのために平成20年3月に「ガイドライン」を策定しまして、関係する市町村さんと調整を図ってきたところでございます。

3番の「検討状況」でございますが、現在、どういう状況かということでございます。

都市計画区域が決定されている33の市町村のうち、見直しが完了しているのは、岩沼市の1市のみでございます。また、現在作業中の市町村については、今年の6月に、仙台市が大々的に都市計画道路の見直しを行ったということで、その案が公表されております。こういった仙台市を含め、いま、8つの市町が取り組んでいるということでございます。それ以外の、調整開始、作業保留の市町村がございしますが、こういった市町村は、まだまだ具体的な作業が進んでいないということでございます。

なお、一番下の「作業不要」と書いている3つの町ですが、これは都市計画道路がすでに着手済みであるとか、そもそも都市計画道路がないというような都市計画区域となっております。こういった市町村は、作業不要というふうにしております。

御覧のとおり、一部の市町村を除いて作業がなかなか進んでいないということでございますので、都市計画道路には、県が決定するものと市町村が決定するものと2種類ありますが、県といたしましては、今回見直し作業の一層の進展を図るために、県が決定する都市計画道路を先行的に、県が主体的に見直しを行うことにより、市町村の取り組みを促していきたいということを考えているところでございます。

7ページをお開き願います。今回の「見直しに当たっての基本方針」でございますが、3点ございます。人口減少等の到来を踏まえ、従来の市街地形成の概念は、人口増加という前提であれば、市街地が郊外に拡大していくというのが、基本的な考えだったわけですが、今後は、

拡大から、「コンパクトシティ」の実現に向けて、集約型の市街地にまちづくりを転換していくべきだろうということで、こういったことを1つ挙げております。

2つ目は、高齢者とか自動車を運転できない人、いわゆる交通弱者の方々についても利便性の高い生活環境を享受できるよう、今後は鉄道やバスといった公共交通の利便性を向上させ、これらを中心としたまちづくりに対応することが求められているということでございます。

3点目は、財政状況の話でございまして、より現実的で、実現の観点を考慮した計画をやっていこうということでございます。

こういった基本的な方針を定めています。

こうしたことを踏まえまして、今後見直しに当たっては、(2)、(3)に書いてありますように、都市計画区域においては、将来の都市像を定める「整備、開発及び保全の方針」というものが定められておりますので、こうしたまちづくりの方針との整合を図りながら、都市計画道路の見直しを検討していくということを考えております。

最後に、5番として、今後の見直しの手順でございまして。今回の対象路線は、先ほど申し上げましたとおり、国道、県道及び4車線以上の幹線道路で県が決定する道路といたします。仙台市につきましては、市が独自に見直しを行っておりますので、これについては、対象外とします。

それから、三陸縦貫自動車道や北部道路、いわゆる自動車専用道路については、広域性の高い道路でございまして、こういったものも検討の対象外というふうにしております。

今後のスケジュールでございましてけれども、今年度中に見直しのための基本方針を定め、対象路線を決定いたします。来年度に路線ごとに評価・分析、それから市町村との調整等を行い、来年度末には、見直し案の策定を行っていきたいと考えております。その案を基に、24年度以降、必要な場合には順次、都市計画の変更の手続きを進めるという予定になっております。

以上でございます。

○大村議長 ただいまの説明に対しまして、御質問はございますか。御意見でもどうぞ。

○菅間委員 都市計画道路の見直しについての方向性については、まったく異議がありません。

仙台市さんが隣にお座りですが、仙台市は、独自に見直しを進めているということなので、この機会に大体の動きについて、お聞かせいただけませんかでしょうか。

○大村議長 いかがでしょうか。

○仙台市都市整備局 横山理事（奥山委員代理） いま御紹介がありましたとおり、仙台市では都市計画道路の見直しについて、今年の6月に見直し案というものを公表したところでございます。約2年かけて検討した結果でございます。

仙台市は、70%ほどの都市計画道路整備率でありまして、残った道路は、約150km、未着手が150kmぐらいありまして、そのうちの約70km、約45%を都市計画道路の廃止候補ということで、6月に公表し、パブコメを終え、現在地元の説明しているという状況でございます。

今後の方針としては、来年度から法的手続きに入るという予定でございます。このような感じ

です。よろしいでしょうか。

○大村議長 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者あり]

○大村議長 それでは、これで本日の会議を終了したいと思います。御協力、どうもありがとうございました。

5 閉 会

○事務局（佐藤総括） 以上をもちまして、第 154 回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回、第 155 回審議会でございますけれども、来年、平成 23 年 2 月 7 日月曜日、午後 1 時 30 分から、県庁 4 階特別会議室を会場として開催いたします。後日、書面で開催案内をお送りいたしますので、ぜひ御出席くださるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 2 時 30 分閉会